

佐久市条例第 37 号

「佐久市農業近代化施設条例の一部を改正する条例」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市農業近代化施設条例の一部を改正する条例

佐久市農業近代化施設条例（平成１７年佐久市条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

船久保共同畜舎	佐久市協和２３００番地２
上沖共同園芸施設	佐久市協和１０７番地１

」

を

「

船久保共同畜舎	佐久市協和２３００番地２
---------	--------------

」

に、

「

下地原第四共同園芸施設	佐久市協和８６番地２
下地原第五共同園芸施設	佐久市協和７６番地４

」

を

「

下地原第四共同園芸施設	佐久市協和８６番地２
-------------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。